

平成18年9月19日から9月21日までの期間における音声利用IP通信網サービス等の料金の特例について（東経企営第06-134号）

制定 平成18年10月4日

平成18年9月19日から平成18年9月21日までの期間における音声利用IP通信網サービス及び端末設備貸出サービスに係る月額で定める料金については、音声利用IP通信網サービス契約約款（平成15年東経企営第03-93号）及び端末設備貸出サービスに係る利用規約（平成16年東経企営第04-125号）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- 1 当社は、音声利用IP通信網サービス及び端末設備貸出サービスに係る以下の料金について、平成18年9月19日から平成18年9月21日までにおいて、契約者が、音声利用IP通信網サービスの提供を受けていた期間における料金額（利用日数に応じて日割します。）の支払いを要しないこととします。
 - (1) 基本料金
 - (2) 第2種サービスに係る「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」に係る最低通信料
 - (3) 第2種サービスのメニュー1-2に係る基本通信料
 - (4) 機器利用料（第2種サービスのメニュー1に係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものについては、ルータ機能付IP電話対応装置に相当する額）
- 2 料金表第1表第2類第2（第2種サービスに係るもの）1（適用）の(5)のイに規定するメニュー1-2に係る通信料金の適用に当たっては、1の(3)により支払いを要しないこととする料金額を減額する前の基本通信料の額により計算します。
- 3 当社は、1の場合において、支払いを要しないこととした料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。